

岩手県告示第 168 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 3 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 岩泉平井賀普代線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村島越 295 番 1 地先内	新	m 84.2~61.0	m 76.0
	旧	55.0~15.6	76.0
下閉伊郡田野畑村明戸 321 番 2 地先から 324 番 1 地先まで	新	50.6~29.2	380.2
	旧	46.2~15.7	380.2
下閉伊郡田野畑村机 133 番 1 地先内	新	107.0~34.8	321.0
	旧	67.0~26.2	321.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 21 年 3 月 3 日から同年 4 月 3 日まで

2 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 455 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町二升石字西野 84 番 2 地先から 84 番 1 地先まで	新	m 30.0~14.3	m 45.6
	旧	16.2~13.5	45.6
下閉伊郡岩泉町二升石字西野 65 番 6 地先から 65 番 8 地先まで	新	68.7~14.0	193.2
	旧	38.8~13.8	193.2
下閉伊郡岩泉町二升石字貝内野 26 番地先から 27 番 3 地先まで	新	43.3~19.0	66.8
	旧	26.5~16.2	66.8

下閉伊郡岩泉町二升石字貝内野3番5地先内	新	39.2~31.7	78.5
	旧	31.7~16.6	78.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成21年3月3日から同年4月3日まで